

平成24年第2回那須塩原市議会定例会

議事日程（第8号）

平成24年3月26日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算
議案第10号 平成24年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算
議案第11号 平成24年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算
議案第12号 平成24年度那須塩原市介護保険特別会計予算
議案第13号 平成24年度那須塩原市下水道事業特別会計予算
議案第14号 平成24年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算
議案第15号 平成24年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算
議案第16号 平成24年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計予算
議案第17号 平成24年度那須塩原市温泉事業特別会計予算
議案第18号 平成24年度那須塩原市墓地事業特別会計予算
議案第19号 平成24年度那須塩原市水道事業会計予算
議案第20号 那須塩原市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第21号 那須塩原市暴力団排除条例の制定について
議案第22号 那須塩原市東日本大震災復興推進基金条例の制定について
議案第23号 那須塩原市立篝根中学校整備基金条例の制定について
議案第24号 那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例の制定について
議案第25号 非常勤の職員及び学校医等に係る公務災害補償事務を栃木県市町村総合事務組合で共同処理することに伴う関係条例の整理について
議案第26号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
議案第27号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第28号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について
議案第29号 那須塩原市税条例の一部改正について
議案第30号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について
議案第31号 那須塩原市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部改正について
議案第32号 那須塩原市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議案第33号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について
議案第34号 那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部改正について

議案第 3 5 号 那須塩原市営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
議案第 3 6 号 那須塩原市黒磯都市計画事業那須塩原駅北土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について
議案第 3 7 号 那須塩原市営住宅条例の一部改正について
議案第 3 8 号 那須塩原市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の廃止について
議案第 3 9 号 那須塩原市西那須野地区中心市街地活性化基金条例の廃止について
議案第 4 0 号 那須塩原市塩原保健福祉センター条例の廃止について
議案第 4 1 号 黒磯那須地区休日等急患診療所設置条例の廃止について
議案第 4 2 号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について
議案第 4 3 号 那須地区広域行政事務組合の財産処分について
議案第 4 5 号 市道路線の認定について
議案第 4 6 号 第 1 次那須塩原市総合計画後期基本計画について
議案第 4 7 号 那須塩原市行財政改革推進計画について
議案第 4 8 号 第 2 次那須塩原市男女共同参画行動計画について
議案第 4 9 号 那須塩原市第 2 次定員適正化計画について
議案第 5 0 号 那須塩原市環境基本計画（改訂版）について
議案第 5 1 号 第 2 期那須塩原市地域福祉計画について
議案第 5 2 号 那須塩原市配偶者からの暴力防止基本計画について
議案第 5 3 号 第 2 期那須塩原市障害者計画について
議案第 5 4 号 第 3 期那須塩原市障害福祉計画について
議案第 5 5 号 第 5 期那須塩原市高齢者福祉計画について
議案第 5 6 号 第 1 次那須塩原市地域情報化計画第 2 期プロジェクトについて
議案第 5 7 号 那須塩原市公共工事コスト縮減に関する行動計画（改訂版）について
請願・陳情等について

（各委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第 2 同意第 3 号 那須塩原市副市長の選任について
（提案説明、質疑、討論、採決）
日程第 3 同意第 4 号 那須塩原市教育委員会委員の任命について
（提案説明、質疑、討論、採決）
日程第 4 報告第 1 1 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
（報告）
日程第 5 報告第 1 2 号 専決処分の報告について〔和解〕
（報告）
日程第 6 報告第 1 3 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
（報告）

- 日程第 7 議案第 58 号 平成 23 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 11 号）
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 8 発議第 5 号 原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める意見書の提出
について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 9 発議第 6 号 国土交通省が、知事が許可している漁業権を無視して行おうとしている霞ヶ浦導水
事業の中止を求める意見書の提出について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 10 放射能対策検討特別委員会所管事務調査の報告について
（報告）

出席議員（30名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	18番	金子哲也君
19番	関谷暢之君	20番	平山啓子君
21番	木下幸英君	22番	君島一郎君
23番	室井俊吾君	24番	山本はるひ君
25番	東泉富士夫君	26番	相馬義一君
27番	吉成伸一君	28番	玉野宏君
29番	菊地弘明君	30番	若松東征君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	松下昇君
副市長	増田徹君	教育長	井上敏和君
企画部長	室井忠雄君	企画情報課長	古内貢君
政策統括監	渡邊泰之君	総務部長	三森忠一君
総務課長	熊田一雄君	財政課長	伴内照和君
生活環境部長	松本睦男君	環境管理課長	齋藤正夫君
保健福祉部長	長山治美君	福祉事務所長	玉木宇志君
社会福祉課長	阿久津誠君	産業観光部長	生井龍夫君
農務畜産課長	斉藤一太君	建設部長	君島淳君
都市計画課長	若目田好一君	上下水道部長	岡崎修君
水道管理課長	薄井正行君	教育部長	平山照夫君
教育総務課長	山崎稔君	会計管理者	後藤のぶ子君

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局 局長
西那須野
支所 長

荒川 正 君
斎藤 兼次 君

農業委員会
事務局 局長

成瀬 充 君
塩原支所 長
白井 淨 君

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 齊藤 誠
課長補佐兼
議事調査係長 稲見 一美
議事調査係 人見 栄作

議事課長 渡邊 秀樹
議事調査係 小平 裕二
議事調査係 小磯 孝洋

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。
散会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は30名であります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議会運営委員長報告、質疑

議長（君島一郎君） ここで、過日、議会運営委員会を開催しておりますので、議案の取り扱い等について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、14番、中村芳隆君。

〔議会運営委員長 中村芳隆君登壇〕

議会運営委員長（中村芳隆君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会における追加議案の取り扱いを協議するため、3月23日午前11時より第4委員会室において、委員全員、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしましたので、ご報告いたします。

本定例会の追加議案は、市長提出案件として人事案件2件、補正予算案件1件、専決処分の報告案件3件の計6件であります。

取り扱いについては、即決扱いといたします。

以上が追加議案に対する審査の結果であります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご

報告といたします。

議長（君島一郎君） 報告が終わりました。
ただいまの報告について質疑を許します。
質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

議案の取り扱い等については、議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案の取り扱い等については、議会運営委員長の報告のとおりといたします。

議案第9号～議案第43号及び
議案第45号～議案第57号及
び請願・陳情の各常任委員長報
告、質疑、討論、採決

議長（君島一郎君） 日程第1、議案第9号から議案第43号まで及び議案第45号から議案第57号までの48件及び請願・陳情等については、関係委員会に付託してあります。

各委員長は一括して審査の結果を報告願います。
初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。
24番、山本はるひ君。

〔総務企画常任委員長 山本はるひ君登壇〕

総務企画常任委員長（山本はるひ君） 皆さん、おはようございます。

これより、総務企画常任委員会の審査の経過と結果について報告いたします。

平成24年第2回那須塩原市議会定例会において
当常任委員会に付託された案件は、条例案7件、
その他の案2件の計9件と陳情の審査が2件でござ
います。

これらの審査をするため、3月14日、15日、16
日の3日間、午前10時より第1委員会室において、
委員出席のもと執行部から部長、課長等の出席を
求め審査を行いました。

初めに、議案第20号 那須塩原市長の給料月額
の特例に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、市長の給料月額と退職手当の額を減額
することを目的に条例を定めるもので、質疑、討
論はなく、議案第20号は全員異議なく可決すべき
ものと決しました。

次に、議案第22号 那須塩原市東日本大震災復
興推進基金条例の制定について申し上げます。

本案は、東日本大震災からの復興を図るための
事業の財源とすることを目的とした基金の設置に
ついて条例を制定するもので、質疑、討論はなく、
議案第22号は全員異議なく可決すべきものと決し
ました。

次に、議案第25号 非常勤の職員及び学校医等
に係る公務災害補償事務を栃木県市町村事務組合
で共同処理することに伴う関係条例の整理につい
て申し上げます。

本案は、来年度から市立学校の学校医等その他
の非常勤職員の公務災害補償等の事務を、栃木県
市町村総合事務組合で共同処理することに伴う関
係条例の整理に関する条例案で、議案第25号は全
員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 那須塩原市職員の勤務時間、
休日及び休暇に関する条例の一部改正について申
し上げます。

本案は、人事院規則の改正に伴い本市の病気休
暇について国と同様とするための一部改正です。

病気休暇取得職員の人数についてなど質疑はござ
いましたが、議案第26号は全員異議なく可決すべ
きものと決しました。

次に、議案第28号 那須塩原市職員の給与に関
する条例等の一部改正について申し上げます。

本案は、平成23年の人事院勧告を受けて、市の
4本の条例を一部改正するもので、議案第28号は
全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 那須塩原市税条例の一部改
正について申し上げます。

本案は、景気対策関連法及び震災復興財源確保
関連法の施行に伴い整合性を図るために改正する
もので、質疑、討論はなく、議案第29号は全員異
議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 那須塩原市都市計画税条例
の一部改正について申し上げます。

本案は、都市計画税の暫定税率の適用期間をさ
らに2年間延長するための改正で、質疑、討論は
なく、議案第30号は全員異議なく可決すべきもの
と決しました。

次に、議案第42号 那須地区広域行政事務組合
規約の変更について申し上げます。

本案は、こども発達支援センターなすの園が、
平成24年度から設置の根拠法令が障害者自立支援
法から児童福祉法に変更になることに伴い規約を
変更するもので、質疑、討論はなく、議案第42号
は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 那須地区広域行政事務組合
の財産処分について申し上げます。

本案は、広域市町村圏計画の策定及び連絡調整
に関する事務及びふるさと市町村圏計画の策定及
び当該計画に基づく事業の実施に関する事務が廃
止されることに伴い、那須地区ふるさと市町村圏
基金を処分するもので、質疑、討論はなく、議案
第43号は全員異議なく可決すべきものと決しまし

た。

続きまして、陳情2件について申し上げます。

初めに、陳情第2号 新規職員採用研修に関する陳情について申し上げます。

総務課長に、新規職員採用研修の実施状況について説明を求めました。委員からは、新人研修に関しては直接市民にかかわることではないので、今後課題については十分検討していただくことで、議会として採用するというものではないという意見が出され、全員異議なく不採択にすべきものと決しました。

次に、陳情第3号 新規採用職員初任給に関する陳情について申し上げます。

総務課長に、新規採用職員の初任給について説明を求めました。委員からは、市で運用しているやり方に問題や違法性がないということなので採択の必要はない。職員の初任給に関しては議会で決めることではないので不採択でよいとの意見が出され、全員異議なく不採択にすべきものと決しました。

以上で、総務企画常任委員会の報告といたします。

議長（君島一郎君） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。

6番、伊藤豊美君。

〔福祉教育常任委員長 伊藤豊美君登壇〕
福祉教育常任委員長（伊藤豊美君） 皆さん、おはようございます。

福祉教育常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成24年第2回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、条例案8件、陳情1件の9件でございます。

これらを審査するため、3月14、15、19日の3

日間、午前10時から第4委員会室において、委員全員出席のもと執行部から部長、課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の過程と結果であります。報告に当たり各委員から出された主な質疑等を中心に申し上げます。

まず、教育部教育総務課所管の議案第23号 那須塩原市立篝根中学校整備基金条例の一部改正についてを申し上げます。

委員からは、社会的な役割として今後は終了するとなくなる考え方なのかという質疑があり、執行部からは、新たに分収林への植林等の考えはなく、戦後の学校整備のためにPTA等の力をかりてつくった財産の確保で、今後は継続する考えはないという答弁がありました。

議案第23号 那須塩原市立篝根中学校整備基金条例の一部改正については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、学校教育課及び生涯学習課所管の議案第27号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

議案第27号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、質疑、討論ともなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、保健課所管の議案第31号 那須塩原市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部改正について申し上げます。

初歩的な制度の質疑はありましたが、討論等はなく、議案第31号 那須塩原市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部改正については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、高齢福祉課所管の議案第33号 那須塩原市介護保険条例の一部改正についてを申し上げます

す。

委員からは、介護保険改正の他市の状況について質疑があり、県平均で4,400円台になるという答弁がありました。また、今回の大幅な引き上げの理由に質疑があり、第4期で17事業所の整備を行い、そのうち14件が23年度につくっており、実際には24年度から利用が始まるので、極めて給付に与える影響が大きいと考えたからであると答弁がありました。

討論等はなく、議案第33号 那須塩原市介護保険条例の一部改正については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、高齢者福祉課所管の議案第38号 那須塩原市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の廃止について申し上げます。

質疑、討論ともなく、議案第38号 那須塩原市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の廃止については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、保健課所管の議案第40号 那須塩原市塩原保健福祉センター条例の廃止についてを申し上げます。

委員からは、保健福祉センター運営委員会について質疑があり、運営委員会において施設の老朽化及び土地の問題等々により廃止やむなしという答申を得た。また、施設の廃止に伴い、その任務は終了したという答弁がありました。

討論はなく、議案第40号 那須塩原市塩原保健福祉センター条例の廃止については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、保健課所管の議案第41号 黒磯那須地区休日等急患診療所設置条例の廃止についてを申し上げます。

質疑、討論ともなく、議案第41号 黒磯那須地区休日等急患診療所設置条例の廃止については、

全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、陳情第4号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情についてを申し上げます。

委員からは、政府の対応が明確でなく、推移を見なければならぬので意見書を出すまでではないという意見がありました。討論では、賛成討論として、年金が減らない方に賛成したいという意見、反対討論では、景気の動向を見て特例水準を見直すということになるので不採択にすべきである。また、物価が下がっているのに、若い人たちに借金を残さない国にしたいから反対などの討論がありました。

採決の結果、4対3で趣旨採択とすべきものと決しました。

以上をもちまして、福祉教育常任委員会の審査の過程と結果の報告とさせていただきます。

発言の訂正

福祉教育常任委員長（伊藤豊美君） 議案第23号について、那須塩原市箒根中学校整備基金条例の一部改正と発言しましたが、条例の一部改正ではなく、条例制定に訂正をお願いいたします。

議長（君島一郎君） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

議長（君島一郎君） 次に、産業環境常任委員長の報告を求めます。

13番、齋藤寿一君。

〔産業環境常任委員長 齋藤寿一君登壇〕
産業環境常任委員長（齋藤寿一君） 皆さん、お

はようございます。

産業環境常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成24年第2回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、条例案件5件、陳情案件2件の計7件であります。

これらを審査するため、去る3月14日と15日の2日間、第3委員会室において、委員出席のもと所管の部局長、課長等関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下はその審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑、意見等を中心に申し上げます。

初めに、議案第21号 那須塩原市暴力団排除条例の制定についてを申し上げます。

第8条第3項に、警察と緊密に連携し、その安全に配慮するとあるが、どのような形で進めていくのかの質疑に対し、那須塩原市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例により推進協議会を設置している。那須塩原警察署生活安全課長も会員であり、暴力団等の情報あるいは対応が必要な部分については、その中で連携を図っていきたいとの答弁がありました。

また、委員から、青少年に対する教育で、特に児童生徒にはしっかりと教育していくことが大事である。出前講座等を利用した方法も検討すべきとの意見がありました。

議案第21号について、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例の制定についてを申し上げます。

第18条関係で、生息地等保全協定締結後の土地利用規制の考えはの質疑に対し、あくまでも紳士協定であり、協定締結の上で保護活動に当たって

いく。協定後の形状変更、土地売買等の土地利用を規制するものではないとの答弁がありました。

議案第24号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害発生の防止に関する条例の一部改正についてを申し上げます。

議案第34号については、民法等の改正により条例の一部を改正するものであり、委員からは質疑、意見はなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 那須塩原市営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正についてを申し上げます。

議案第35号についても、土地改良法の改正により条例の一部を改正するものであり、委員から質疑、意見はなく、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 那須塩原市西那須野地区中心市街地活性化基金条例の廃止についてを申し上げます。

委員から、基金は廃止になるが事業については26年度まで継続するとのことであるが、残事業費等はの質疑に対し、ハード事業として市道疎水通り線6億7,960万円、市道扇町786号線2,740万円、ソフト事業としてイベント等1,300万円、総事業費7億2,000万円で一般財源と国の交付金による対応をすとの答弁がありました。

議案第39号について、異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、陳情第7号 国土交通省が、知事が許可している漁業権を無視して行おうとしている霞ヶ浦導水事業の中止をしていただく為に、関係当局に強くお願いしていただくための陳情書について申し上げます。

委員からは、以前にも国土交通大臣に対し同様な意見書を提出している経過がある。事業も、昭和59年に計画されて30年近くたっており、この間に4回の計画変更、事業費も減額もされている。那珂川の自然を守ることは大変重要であるとの意見がありました。

陳情第7号については、異議なく採択すべきものと決しました。

続きまして、陳情第5号 原発から再生可能エネルギーへの推進へ、エネルギー政策の転換を求める陳情について申し上げます。

この陳情は、12月定例会の際に継続審査となっていたものです。委員からは、国策であるエネルギー政策の転換を求める時期に来ている。原子力の怖さを身にしみて感じた。那須塩原市も被災地である。一番心配していることは、大地震、原発事故の子どもたちであり、万全の体制で進める必要がある。日本は、今後再生可能エネルギーについて考え、原発を段階的廃止に向け取り組むべきであるとの意見があり、賛成討論では、答申においても安全で安心に住んでよかったと言われるまちづくりには、この再生可能エネルギー推進の施策は必要不可欠であり、この陳情に賛成の意を表するとの討論がありました。

陳情第5号について、異議なく採択すべきものと決しました。

以上が、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果であります。

以上です。

議長（君島一郎君） 産業環境常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

8番、岡本真芳君。

〔建設水道常任委員長 岡本真芳君登壇〕
建設水道常任委員長（岡本真芳君） 建設水道常

任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成24年第2回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、条例案件2件、その他の案件1件の計3件でございます。

これらを審査するため、去る3月14日、3月15日の2日間、第2委員会室において委員出席のもと、所管の部長、課長等関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、議案第36号 那須塩原市黒磯都市計画事業那須塩原駅北土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正についてを申し上げます。

委員からは特に質疑、意見等はなく、議案第36号 那須塩原市黒磯都市計画事業那須塩原駅北土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第37号 那須塩原市営住宅条例の一部改正についてを申し上げます。

委員からは、市営住宅にはスプリンクラー等の設備は全く入っていない状況なのかとの質疑があり、執行部からは、現在の中層についてはスプリンクラーは入っていない。ただ、消防法の関係で火災報知機については居間と台所に設置してあるとの答弁がありました。

議案第37号 那須塩原市営住宅条例の一部改正については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第45号 市道路線の認定についてを申し上げます。

委員からは特に質疑、意見等はなく、議案第45号 市道路線の認定については、全員異議なく可

決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

議長（君島一郎君） 建設水道常任委員長の報告が終わりました。

次に、予算等審査特別委員長の報告を求めます。
24番、山本はるひ君。

〔予算等審査特別委員長 山本はるひ君登壇〕

予算等審査特別委員長（山本はるひ君） それでは、予算等審査特別委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成24年第2回那須塩原市議会定例会において当特別委員会に付託された議案は、予算案11件、計画案12件の計23件でございます。

3月23日、全員協議会終了後の3時50分より本庁303会議室において、委員出席のもと審査を行いました。

まず、当特別委員会に付託されている議案23件について、各分科会における審査結果を私と3人の副委員長から報告をいたし、その後、議案ごとに順次、質疑、討論、採決を行いました。

初めに、予算案11件について報告いたします。

まず、議案第9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算について申し上げます。

第2分科会の市民福祉部と教育部、また、第4分科会の建設部の中で否決された部分がありましたが、採決の結果、26人の委員のうち15人が賛成でしたので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第10号 平成24年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算、議案第11号 平成24年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 平成24年度那須塩原市介護保険特別会計予算については、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 平成24年度那須塩原市下水道事業特別会計予算、議案第14号 平成24年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算、議案第15号 平成24年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算、議案第16号 平成24年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計予算、議案第17号 平成24年度那須塩原市温泉事業特別会計予算、議案第18号 平成24年度那須塩原市墓地事業特別会計予算、議案第19号 平成24年度那須塩原市水道事業会計予算の7件についてはすべて全員異議なく、可決すべきものと決しました。

次に、計画案12件について報告いたします。

議案第46号 第1次那須塩原市総合計画後期基本計画、議案第47号 那須塩原市行財政改革推進計画、議案第48号 第2次那須塩原市男女共同参画行動計画、議案第49号 那須塩原市第2次定員適正化計画、議案第50号 那須塩原市環境基本計画（改訂版）、議案第51号 第2期那須塩原市地域福祉計画、議案第52号 那須塩原市配偶者からの暴力防止基本計画、議案第53号 第2期那須塩原市障害者計画、議案第54号 第3期那須塩原市障害福祉計画、議案第55号 第5期那須塩原市高齢者福祉計画、議案第56号 第1次那須塩原市地域情報化計画第2期プロジェクト、議案第57号 那須塩原市公共工事コスト縮減に関する行動計画（改訂版）の12件については、すべて全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、予算等審査特別委員会の報告といたします。

議長（君島一郎君） 予算等審査特別委員長の報告が終わりました。

以上で、各委員長の審査結果の報告が終わりま

した。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各常任委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

まず、議案第20号 那須塩原市長の給料月額の特例に関する条例の制定についてから、議案第23号 那須塩原市立箒根中学校整備基金条例の制定についてまでの4件については、討論の通告者がありませんので討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第20号から議案第23号までの4件については、総務企画・福祉教育・産業環境の各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第23号までの4件については原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第24号について討論を許します。

16番、早乙女順子君。

〔16番 早乙女順子君登壇〕

16番（早乙女順子君） 議案第21号 那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例の制定について 24号に改めます、条例の制定について賛成討論をいたします。

合併以前の黒磯市で藤田市政時代に制定されました、黒磯市希少な野生動植物の保護に関する条

例は、種の保存法などの種の保護の考え方を無視した条例でありました。

条例制定時には、当時の日本野鳥の会栃木県支部から、保護地域に関する条文が営巣のみを保護するという極めて矮小化された内容であるため、立木に営巣する種にあっては営巣する木のみならず、その周辺についても一体的に保護地域として指定すべく、条例の内容を修正するようにと陳情が出されました。全国の自然保護団体、個人、世界自然保護基金からも同様の要望が多数寄せられていました。

しかし、その問題の条文を修正することなく条例は制定されました。そして、合併後も暫定条例として残っていました。合併後、速やかに新たな条例として制定することを求め、栗川市長より種の保存法に沿った条例とするの答弁をいただきました。

那須塩原市の条例とする前提として、西那須野地域と塩原地域の動植物の実態調査を行い、その上で条例の制定を環境審議会で協議されました。条例を新たに制定することを栗川前市長が表明してから、条例制定まで長い時間がかかりました。

私は、この条例ができて上がることを心待ちにしていました。黒磯市で制定された条例の問題の条文を、「その個体の生息地または生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その希少な野生動植物の保護のため重要と認めるものを保護地域として指定することができる」に修正するよう、当時提案しました。しかし、修正されることなく条例が制定されました。黒磯市の条例は、私の心に刺さったとげのようでした。

今回の新たな条例は、第18条では「その個体の生息地または生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域」と、私が求めていたものというより、種の保存法が求めているものにな

っていました。また、黒磯市時代の条例とはつくり方が違っており、単純に条文を改正したのではなく、新たな条例となって生まれ変わっております。保護の考え方も、「その個体の生息地または生育地及びこれらと一体的にその保護を図る」と明快に示しています。

私に残された宿題が終わったと感じました。那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例の効果を期待いたしまして、賛成といたします。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

議案第24号について、産業環境常任委員長報告は採択です。

採決いたします。

議案第24号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 非常勤の職員及び学校医等に係る公務災害補償事務を栃木県市町村総合事務組合で共同処理することに伴う関係条例の整理についてから、議案第41号 黒磯那須地区休日等急患診療所設置条例の廃止についてまでの17件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

議案第25号から議案第41号までの17件について、総務企画・福祉教育・産業環境・建設水道の各常任委員長報告は採択です。

採決いたします。

議案第25号から議案第41号までの17件については、総務企画・福祉教育・産業環境・建設水道の各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号から議案第41号までの17件については原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算について、討論を許します。

動議の提出

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

〔16番 早乙女順子君登壇〕

16番（早乙女順子君） 平成24年度那須塩原市一般会計の組み替えを求める動議をいたします。

動議の提案の理由をここで言ってもよろしいですか。

平成24年度那須塩原市一般会計の組み替えを求める動議について、その内容を説明いたします。

組み替えを求める理由ですが、平成24年度那須塩原市一般会計予算は骨格的予算としたため、福祉教育のさまざまな予算が削減され、市民に不安が広がっています。そして、予算が計上されないため4月からの事業に支障が生じるもの、例年どおりの事業実施が間に合わなくなるもの、市民が活動するための事業計画が立てられなくなるなど、大きな支障が生じることが確実です。

全協で一部の支障案件、査定結果が示されましたが、予備費を充当するものの中には、県補助金対象事業を削減しておきながら予備費充当を認めると上から目線、中学校教育推進費は教育の質を確保するため4月1日からの予備費充当を認めると、何の反省もありません。何が教育の質を確保するためでしょうか。

もう少しで4月1日から中学校の先生が使う新学習指導要領に基づく教科書が、中学校の先生全

員に行き渡らないという失態を犯すところではなかったのではないのでしょうか。

全協に示された内容では、根本的な解決とはなりません。必要以上に予備費を計上しておきながら、予備費から充当するとありますが、議会での予算審議を軽視したやり方と思います。このような方法をとるのではなく、根本的に予算を組み替えて正常な予算とすべきです。

組み替えの内容は、予備費を過大に計上せず、4月から実施するために予算の必要なものは予算計上する、予算の額が決まらないため事業を行うのに支障を来すものは予算計上する、各種基本計画で示した事業は各部からの要求額とする、市民の活動を停滞させる補助金の削減をやめる、福祉教育予算で市民に不安を与える予算の削減をやめる、例年の執行時期が4月以降のものは原則ゼロ査定、執行が6月以前の団体運営費や人件費補助は要求額の2分の1程度を計上するなど、執行時期による判断は削減理由とはならない。削減理由が示されないものは各部からの要求額とする。

以上の内容で予算を組み替えることを求めます。議長（君島一郎君） ただいま、16番、早乙女順子君から予算の組み替え動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、那須塩原市会議規則第16条の規定により成立いたしました。

お諮りいたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、議題とすることに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） ご異議がございましたので、採決いたします。

お諮りいたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第2として

日程の順序を変更し議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 賛成少数と認めます。

この動議は否決されました。

次に、議案第9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算について、討論を許します。

16番、早乙女順子君。

〔16番 早乙女順子君登壇〕

16番（早乙女順子君） 議案第9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算について、反対討論いたします。

今回の骨格的予算の編成は、市長の公約という意思を反映し、市長個人の方針に基づき編成作業を行ったことが明確です。平年でしたら、市の予算は秋から行うべき事業を検討し、財政的な裏づけを協議し、12月ごろには原案ができ、国の方針や県の方針をかながみ1月末にはでき上がり、2月の全協で議会に概要が説明され、3月議会で審議されます。

国のように、平年では執行できない補正を連発するところとは違います。住民への補助や助成を軽視して住民が困るような予算を執行しても、住民が見えない県とも違います。市は、市民生活に関すること、特に福祉や教育に関することで市民に直接対応します。市は、直接市民の切実な声を聞きます。今回のように、市長自身の公約のためといって、葛藤することもなく市民に不安と与え、何が得られるのでしょうか。

予算を切るのではない、精査するのだと言いますが、それは詭弁ではないのでしょうか。実際、このまま予算を執行したら、市民生活に、市民の活動に支障が出ます。今回の市長が示した骨格的予算には驚きました。

でも、一般質問等市長の答弁を聞きまして、や

ってしまったことに一番驚いたのは市長自身のよ
うな気がします。なぜなら、全協で4月に予算が
執行できないと支障があるものは撤回し、4月に
対応することを認め、予算が担保できなくては困
るものに関しては予算を担保することを認めまし
た。このようなことが予測できない人が執行権者
であることが、今後どのような問題を引き起こす
か不安です。

地方議会は二元代表制で、議院内閣制の国会と
違い与党はいません。議会は野党的立場で市長を
チェックしなくてはなりません。市長の間違いを
きちんとたださなくてはならないのです。二元代
表制のあり方です。しっかりチェックさせていただ
きました。

全協で示された4月から全予算が執行されるも
のの中には、担当部から削減を戻すように願い出
たにもかかわらず認められなかった予算もありま
す。例えば、中学校管理費、新学習指導要領に基
づく指導書、教師用教科書は3割削減の予算でし
た。担当課は、4月から先生が授業をするのに指
導書の予算が7割では、すべての先生に行き渡ら
ない。授業に支障があるので削減をしないよう申
し出ております。でも、認められず却下されてい
ます。それを却下したのは市長。担当部では認め
られず、想像するのに泣く泣く3割予算の予算を
計上したのではないのでしょうか。

これを、市長は担当部が出してきた予算だと、
会派代表者会議ではおっしゃっていました。担当
部の責任にしてよいのでしょうか。市長の責任で
はないのですか。4月から授業で使う教師用の教
科書が、3割の先生の分が買えない事態は異常で
す。ですから、そのような乱暴な削減は福祉教育
常任委員会で認められなかったのです。常任委員
会で否決された後、23日の全協でそれらは4月か
ら削減せずに対応すると示してきました。だった

ら、最初から担当部の申し出を認めればよかつた
のではないですか。市長は何をやりたかったのだ
でしょうか。教育現場に混乱と不安を与えたかつた
のでしょうか。

各部から予算として上がってきたものは、当然
必要であるから予算計上していると、担当部は自
負しているはずですが、それを削減するからには、
それらの根拠が示されなくてはなりません。その
根拠を示すのは市長と、それを補佐した政策統括
監です。でも、その根拠が担当課に明確に示され
ないまま作業を行った、職員の心痛、いかばかり
かと察します。職員は削減の理由は説明できない
のです。トップの明確な根拠を示した指示があれば、
従うのが公務員です。それがなかったのでは
ないのでしょうか。

ある団体が市長に面会し、予算を今までどおり
担保することを確約してもらったと聞きました。
だから、団体が要請すれば大丈夫と言われもしま
した。でも、その団体は全協に示された資料には
入ってなかったのです。市長個人が肉づけを約束
している団体があるようではと、全協で聞きました
ところ、市長は約束はしていないと言いました。

今回の骨格的予算はさまざまな団体、市民に波
紋を投げかけました。6月になれば予算は戻るだ
ろうからという市民もいます。執行者の市長には、
市民に対して公平であってほしいと思います。公
民館分館補助金、産業祭等各種祭り、教育振興費、
手をつなぐ親の会、言葉の教室親の会、学区外特
別支援学級通学費、中学校海外交流事業実行委員
会、不登校の子どもたちの支援として中学校に配
置する心の相談員、オペラ鑑賞教室、少年指導相
談員、体育協会、高齢者の外出支援タクシー、お
むつ給付券、いきがいサロン、まちなかサロンな
どなど、挙げれば切りがないほど削減され、見直
しの対象となっています。

例外なく見直しとっていると、トライアスロンなど全額ついているものもあります。事業内容で削減しているとも思えませんし、必要で判断とされていたとも考えられません。前市長がルールを引いた総合計画の後期基本計画、さまざまな基本計画を踏襲して提案しながら、平成24年度予算では前市政の否定としか思えない手法をとり、その結果が弱い者いじめとなつたとしか思えません。

今回の骨格的予算のような、市民の肉を切りダメージを与える施策は、市長と、それを補佐した国の職員であった統括監でなくてはできなかったことです。無差別に市民を切り捨てて予算を組むことが、市長の望む行政改革の幕開けですか。予算を一たん切り捨て、市長の力を誇示し、市民に不安を与え、その上で市長の精査で戻す骨格的予算には賛成できません。

議案第9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算については、私の良心に従って反対いたします。議長（君島一郎君） 26番、相馬義一君。

〔26番 相馬義一君登壇〕

26番（相馬義一君） 議案第9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算について、討論を行います。

平成24年度当初予算は412億6,000万円で、うち前年度計上のなかった放射能対策費に15億1,555万3,000円を計上し、平成23年度と比較しますと実質マイナス計上であります。

本予算は、1月末に新市長として阿久津市長が就任されましたが、時間的余裕がないことから、公約に基づく政策を反映させるための精査が困難であるという理由で、骨格的予算と位置づけした予算編成となっております。

市長は、6月に補正予算で対応する。そのために予備費を5億5,000万計上しております。が、しかし、予算内容を審査しますと、総合計画後期

基本計画において政策の推進に当たっては協働を推し進めると提案しておりますが、その推進に係る、特に市単独補助金について申し上げます。

例えば、市単独補助金等平成24年度要求額と予算額の差額一覧より確認しますと、環境対策課の太陽光発電システム設置費、学校教育課では教育振興会や遠距離通学費、社会福祉課の心身障害児（者）民間養育施設運営費、高齢福祉課では単位老人クラブ健康づくり等180補助金等事業のうち、ゼロ予算67事業、2分の1等の減額が42事業、計109事業に及んでおります。任意的・義務的な補助金、行政維持制の考え方や進め方の説明が不十分であります。

市単独補助金については、平成23年12月に市単独補助金審査会の答申がありました。確かに、今後も見直しとありますが、なぜ今なのか疑問であります。当初予算は1年間をトータルで計上するものであること、骨格的予算の担保等の説明が少ないこと、提案の手法に違和感があること。このようなことから、市民サービスに支障が起きることと思われるので、暗に認めるべきとは思いません。

しかし、当初予算を否決した場合、暫定予算となり、その期間なお一層市民サービスの低下を招くことも考えられます。さらに、市長の行財政改革の取り組みの一端が示されたこと、放射能対策の取り組み、また、3月23日の全協において新たに骨格的予算、支障案件の対応策等説明をいただいたこと。このようなことから、一刻も早く支障案件の対応、補正予算の提案を望むとともに、今後の対応改善に期待をしまして、議案第9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算に賛成討論いたします。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 皆さん、おはようございます。

10番、高久好一です。

議案第9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算に反対する討論です。

24年度の一般会計は、前年度比2.38%増の412億6,000万円とし、9億6,000万円の増額予算としました。中学生以下の子ども全員の被曝量調査を初め、放射能対策に計15億1,555万円を計上したことなどが主な要因です。

阿久津新市長は、選挙公約で掲げた変革の予算は6月議会の補正予算で盛り込むとし、当初予算は義務的経費や既存施設の維持管理費を中心とした骨格予算としました。歳入の内訳は、市税が11年度比8,294万円増の183億2,971万円と、0.5%減とし、財政不足を補う資金繰り入れは約7,000万円増の2億7,000万円です。

旧西那須野清掃センター解体の基金からの繰り入れが多く、財政調整基金からの繰り入れはなく、新庁舎建設基金の積み立てはありません。喫緊の課題への対応として、ホールボディカウンター1台4,750万円とガラスバッジ導入に2,900万円を計上しています。今回の予算で見逃せないのは、骨格的予算と称し、福祉やまちづくり、生活道路など市民の生活に直結した予算を大幅に削減したほか、ひとりよがりな乱暴な、最初から全力を尽くさない日和見予算だからです。

阿久津市長の変革をするという決意が全く消えてしまったと見えるのは、私だけでしょうか。市民は、新市長に地元の県議としての実績を期待していただけに、今回の仕打ちに落胆の色を隠しません。

緊急に進めなければならない耐震化事業、広がりはあるものの、学校、保育所や公民館、体育館など災害のときに市民の避難場所となる施設の耐

震化に重点が注がれるべきであり、不要不急の新庁舎建設積立基金は栗川前市長も2億円を取り崩し、震災・放射能対策に充当しました。市の現状を見れば、新庁舎建設基金の残り8億円は全額を取り崩してでも充当すべきです。

放射能対策費15億1,555万円を計上したものの、9割は放射線濃度の高い焼却灰の処理費に要する13億5,787万円は国からの事業委託費であり、残りの1億5,768万円で、食品、給食調理施設の廃油の阻集器などの測定、市民協働による地域除染、都市公園や市民住宅の除染にも取り組むとするものです。

放射能対策に要した費用のすべてを東京電力に賠償請求し、国に補償させ回収しなければ必要な予算が不足し、対策がますますおくれることになります。早急な対応を強く求めます。

市債に目を向ければ、4年ぶりに増額し26億8,950万円としました。昨年に比べると、合併特例債を4億7,000万円起債し、土木債の6,210万円を減じて廃目としていますが、市債での差し引きでは4億5,210万円の増額となります。市長は地元紙に、この3年間で急激に市の財政が悪化し、県内で事実上断トツの硬直化状態にあると指摘したにもかかわらず、さらに安直に借財をふやす手法は全く理解できません。

予備費に、昨年度比11倍の5億5,000万を配置したのも、今回の予算の特徴です。市民からは、みんなの党が悪いのか、若いエリート官僚が世間知らずなのか、お預けをさせられている気分だと言われてしまう古い時代の政治手法です。23日、市長から突然、支障案件に対する予備費からの充当はそのきわみです。市民の暮らしと営業が守れるよう、果敢に全力を尽くすのが市の政治にかかわる市長と議員の責務です。私が最初から全力を尽くさない日和見予算と指摘する根拠です。

東日本大震災で東北を中心に壊滅的な困難に直面する中、市民も市の施設も大きな被害を受けました。全国民が復興に向け奮闘していますが、原発事故による放射能汚染が復興の大きな妨げになっています。被災地に思いを据え、何らかの形で協力をしていきたいという思いは、市民と一緒にです。

特別会計への繰り入れについては、国民健康保険には一般会計から繰入金金を23年度に1,169万円ふやし、財政調整基金から1億342万円を繰り入れ、繰入金を10億6,365万円としました。介護保険には、一般会計からの繰り入れを、23年度より8,784万円ふやし、財政調整基金から5,355万円を繰り入れ、繰入金を11億1,798万円としました。

清掃費、産廃対策事業は463万円減額し、ごみ減量対策費も3,896万円減額しています。産廃施設立地の規制、搬入規制の強化の公約は、予算の上では全く見つけ出せません。青木・戸田と北赤田の惨事を見れば、北赤田の状況を見れば、市がみずからの条例を持ち、国県への産廃施設設置阻止の要請を行う頻度を上げ、市民と力をあわせた運動をさらに発展させていくことが求められています。

ごみ袋管理事業では、ごみの袋の製造や配送費などにほぼ同額の5,090万円を計上しています。今販売されている45 50円のごみ袋は、県で一番高い価格であり、隣の大田原市、那須烏山に比べると2.5倍です。国が、ごみの減量の要因評価を分別と資源化に切りかえたため、高いごみ袋をそのままにする理由は全くありません。すぐに値下げを行い、市民の負担を減らすべきです。さらに進んでいない生ごみの資源化を図り、ごみ減量の探求こそ市民の期待にこたえる道です。

構造改革と地域主権の名による地方政治の切り捨て、格差と貧困の中で市民は厳しい生活を強い

られています。追い打ちをかける震災、それに続く東電の原発事故による放射能汚染が、特異な被害の拡大をし続けています。

市民を励まし懐を暖めるには、消費税増税や大企業優遇税制をやめさせ、大企業や富裕層にも応分の負担をさせることによって社会的責任を果たしてもらおうとともに、大型公共事業から生活密着型事業や小規模事業への切りかえで、市内中小企業者への受注の機会をふやし、T P Pの参加はやめさせ、農家への戸別補償と価格保証による自給率の向上によって市の財政が潤う政治が、今強く求められています。

市民の暮らしと営業、雇用を守り、那須塩原市が本来の仕事ができるよう要望し、議案第9号平成24年度那須塩原市一般会計予算に反対する討論を終わります。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

〔27番 吉成伸一君登壇〕

27番（吉成伸一君） 議案第9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算について、反対討論を行います。

予算編成に当たっては、数カ月を駆けつくり上げ、市長の最終判断を受けてでき上がるものと思います。予算は、言うまでもありませんが、市民生活に直結するものであることから、慎重の上にも慎重を期して編成されなければなりません。

市長は、市政運営方針の中で、予算編成の基本的な考え方について、「私が市長に当選して初めて編成するものですが、私が選挙を通して市民の皆様にお示しをしました各種の政策を反映するには時間的な制約もあり、十分な精査をすることができない状況にあることから、骨格的予算として編成した」と述べられています。

既に内示されていた予算に対して再内示されたのが2月13日であったことから、数カ月かけてつ

くり上げた予算をぐくぐく短期間で骨格的予算に編成し直したことがうかがえます。

会派代表質問、市政一般質問、質疑、また予算等特別委員会を通して骨格的予算の問題点が浮き彫りとなりました。具体的な項目を幾つか挙げてみましょう。

3款民生費では、障害者の祭典であるふれあい広場の補助金がゼロ計上とされました。この補助金の重みをどのように受けとめているのでしょうか。本市の障害者福祉の象徴的な事業の一つではないのでしょうか。知的障害者福祉では、民間施設と保護者への補助金が全額カットされました。施設も保護者の方々も困惑しています。ただし、3月23日の委員全員協議会での説明では、支障案件として予備費からの充当で昨年の半額が予算計上されることとなりました。なぜ初めから予算化されなかったのでしょうか。

街中サロン事業は、全国から視察が来るような高齢者福祉事業の本市の大きな事業の一つであります。高齢者福祉事業としてだけでなく、本市のアピールに大貢献している事業でもあります。施設を利用されているお年寄りの方々は、手づくりの小物をつくり、施設運営費の一部になればと協力をされています。

昨年の半額の補助金となっています。大変に残念でなりません。

また、本議会に配偶者からの暴力防止基本計画が上程されています。市民意識調査によれば、過去5年間に配偶者からDVに当たる行為を受けたことがあると答えた人は1割近くに及んでいるとの結果が出ています。基本計画を立てながら、DV被害者支援団体への補助金が全額カットとなりました。基本計画との整合性はとれているのでしょうか。

社会福祉費の自殺対策事業ですが、昨年は県の

委託事業があり、約230万円の予算がありました。しかし、本予算ではカウンセラー謝礼だけの予算となっています。担当課は予算要求したそうですが、残念ながらカットされています。

那須塩原市では、年間で40人からの方がみずからの命を絶っています。那須塩原市民の命を守ることの優先順位はどこに位置づけられているのでしょうか。

続きまして、10款教育費では、学校教育費の消耗品費が減額となっています。衛生面や運営で支障を来すことがないのでしょうか。修繕費も同様です。小中学生の遠距離通学補助金の全額カット、小中学校就学支援事業である扶助費の要保護・準要保護就学援助金も減額されました。経済状況の厳しい中、雇用も労働賃金も伸びる要素はありません。対象者がふえても、減ることはありません。減額理由がわかりません。

中学校の新学習指導要領に基づく指導書、教師用教科書が、対象先生の7割しか当初で予算化されませんでした。このこと1点ですべてを推しはかることはできませんが、本市の教育をどのように考えているのでしょうか。全協において支障案件として7月1日で予備費から充当するとしましたが、見直す対象であったことが私には理解できません。

7款商工費では、商工会、観光協会への補助金も減額されています。本市の産業の中心をなす団体への支援を減らすことは、本市の産業の振興は行政が進めるので、他団体の協力は余り必要ありませんよと表明したとも受け取られてしまうのではないのでしょうか。

また、会派代表質問でも申し上げましたが、那須野巻狩まつりのような市民との協働でつくり上げる事業の補助金を計上しないことは、市民との協働のまちづくりに対して間違ったメッセージが

市民に伝わってしまうのではないのでしょうか。

その他にも幾つもの疑問があります。予算の編成に当たっては明確な方針と心配りが必要ではないのでしょうか。心配りとは、弱者とされる子ども、お年寄り、障害者の方々への心配りのことです。明確な方針と心配りのかみ合った予算でなければならぬと思います。

どんな理由があるにせよ、市民のための予算でなければなりません。今回の予算編成のやり方に関して、市長の意図はどこにあるのでしょうか。行財政改革の手始めなのでしょうか。内外への刺激を与えることは時として必要でしょう。ただし、手法、やり方を十分に考え抜いた上での実行でなければなりません。このたびの骨格的予算は、市民のための予算なのでしょう。違った手法があったのではないのでしょうか。

以上のことから、私は本予算には賛同することはできません。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

議案第9号について、予算等審査特別委員長報告は採択です。

採決いたします。

議案第9号については、予算等審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、議案第9号については原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第10号 平成24年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について及び議案第11号 平成24年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算についての2件については、討論の通告者がありませんので討論を省略いたします。

議案第10号から議案第11号までの2件について、予算等審査特別委員長報告は採択です。

採決いたします。

議案第10号から議案第11号までの2件については、予算等審査特別委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第11号までの2件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成24年度那須塩原市介護保険特別会計予算について、討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

議案第12号 平成24年度那須塩原市介護保険特別会計予算について、反対する討論です。

24年度の予算は、第5期介護保険事業計画の初年度に当たり、計画の着実な実現のための予算として第1号被保険者数23年度比9.1%増の2万5,376人、要介護認定者数を3,820人とし、24年度の予算案は23年度比11.9%増の66億7,328万5,000円とするものです。

市長の市政運営方針では、生きがいサロンや塩原元気アップデイサービスセンターの設置等、高齢者が住みなれた地域でできる限り自立した生活

ができるよう、地域密着型サービス事業所の整備を継続してまいりますとしていますが、認定者数に合わせて予算をふやしても追いつかない状態です。

国庫負担が少ない上に、少ないことからくる介護保険の構造的欠陥が、健康弱者の生活と命を守る介護保障制度となり切れない状況を抜本的に変革することが求められています。

反対する理由は、全国での特養ホームの待機者が42万人と、必要な人が入れない状況が大きな問題となっています。県の計画でも、待機者解消は23年度末で2,400人の半分程度としています。那須塩原市の昨年度の入居待機者数は320人です。昨年の施設の整備は、特別養護老人ホームを含む17施設は87人分であり、市もまだ十分な数に達していないとしています。早急な入居待機者解消対策を求めます。

2つ目の理由は、12月議会で保険料の引き下げを求めたのに対し、第5期那須塩原市高齢者福祉計画では、答弁どおり財政安定化基金と介護給付準備金の取り崩しを行って対応したものの、保険料の21.6%の値上げ分を13.9%に抑え、基準額を4,500円にしたとしていることです。このような大幅な値上げを認めることはできません。

3つ目の理由は、介護予防事業や福祉用具購入費が減らされ、介護認定にかかわる費用は相応にふやしていることです。予防事業が任意に変わったことによる減を見込んだとしておりますが、予防にこそさらに力を尽くすことが大切なのは、何でも同じです。他は減らしても国の言う認定検査は確実にやるというように見えます。敬老事業の削減縮小はそのままであり、復活はありません。

介護保険制度が発足してから11年、介護をめぐる状況はますます深刻化して、施設も在宅介護も重度の人がふえ、認知症もふえています。今、話題になっている孤独死・孤立死のニュースや老人

だけの老老介護がふえ、介護が原因の自殺や心中など、痛ましい事件が続いています。

要介護の認定が厳しくなり、利用できるサービスの量や内容が制限され、しっかりと保険料は年金から天引きされているにもかかわらず、必要なサービスが受けられない状況があります。利用料が高くて払えず、認定されても介護を使えない人もふえている一方で、介護事業所では介護勤労者が非正規雇用や低賃金のため慢性的な人材不足が深刻さを増しています。

こうした中、介護制度見直し法案が通常国会に提出され、2012年から実施されようとしております。今度の改正では、国民の批判や運動の中で、一部利用料の1割から2割への引き上げは食いとめたものの、介護への肝心の国の負担はふやされず保険主義が貫かれているため、介護の内容を減らすか利用者の負担が保険料をふやすなど、最悪の選択の方向を目指すとしています。

要支援で生活支援を受けていた人が、総合的生活支援サービスと称する介護保険制度から外され、市町村の都合で支援を受けられなくなるおそれがあります。在宅介護での生活支援は生きていくために必要不可欠な支援です。さらに、施設での相部屋の部屋代の制度化により、低所得者が特養ホームからはじき出されようとしています。

国民生活優先のスローガンの旗をおろし、自民・公明党化した民主党政権は、財界やアメリカの要請に迎合し、介護の分野でも国民に冷たい施策を強めています。必要な介護サービスをきちんと保障せよと声を上げて運動を強める必要があります。障害者や健康弱者が安心して暮らせる世の中こそ、だれもが安心して暮らせる世の中につながります。

大企業には行き過ぎた減税と補助金による内部留保が260兆円、庶民には増税と、庶民が頼りの

社会保障をずたずたに壊してきたのが構造改革です。経済大国の日本で勤労者の所得減と消費税増税の上に、若者には就職難と、地域には震災と原発事故による放射能汚染という不安が、市民を襲っています。

要支援者・要介護者の健康と暮らしを守るといふ那須塩原市本来の仕事ができるよう要望し、議案第12号 平成24年度那須塩原市介護保険特別会計予算に反対する討論を終わります。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

議案第12号について、予算等審査特別委員長報告は採択です。

採決いたします。

議案第12号については、予算等審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、議案第12号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成24年度那須塩原市下水道事業特別会計予算から、議案第19号 平成24年度那須塩原市水道事業会計予算までの7件については、討論の通告者がありませんので討論を省略いたします。

議案第13号から議案第19号までの7件について、予算等審査特別委員長報告は採択です。

採決いたします。

議案第13号から議案第19号までの7件については、予算等審査特別委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第19号までの7件

については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について、議案第43号 那須地区広域行政事務組合の財産処分について及び議案第45号 市道路線の認定についての3件については、討論の通告者がありませんので討論を省略いたします。

議案第42号、議案第43号及び議案第45号について、総務企画・建設水道各常任委員長報告は採択です。

採決いたします。

議案第42号、議案第43号及び議案第45号の3件については、総務企画・建設水道の各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号、議案第43号及び議案第45号の3件については原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 第1次那須塩原市総合計画後期基本計画についてから、議案第51号 第2期那須塩原市地域福祉計画についてまでの6件については、討論の通告者がありませんので討論を省略いたします。

議案第46号から議案第51号までの6件について、予算等審査特別委員長報告は採択です。

採決いたします。

議案第46号から議案第51号までの6件については、予算等審査特別委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第51号までの6件については原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 那須塩原市配偶者からの暴力防止基本計画についてを議題といたします。

議案第52号について討論を許します。

16番、早乙女順子君。

〔16番 早乙女順子君登壇〕

16番（早乙女順子君） 議案第52号 那須塩原市配偶者からの暴力防止基本計画について、賛成討論いたします。

配偶者からの暴力防止基本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が施行され、市町村には配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための支援の施策の実施に関する基本的な計画を定めるように努めなければならぬと、努力義務を課しました。努力義務であるため、市町村によっては基本計画を策定しないところもあります。

そんな中、栗川前市長は前向きに取り組むことを約束し、ここに基本計画が示されました。内容を見ますと、具体的な施策も努力目標的で行動計画としては不十分、今後の課題はありそうです。でも、那須塩原市で実際に取り組んでいること、取り組もうとしていること、社会資源などが少ないため基本計画がこのような内容であることは仕方ありません。

那須塩原市は、DV被害者を支援する社会的資源が少ないことは課題かもしれません。市が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとして機能を果たすように努めるなど、先の課題もありそうです。

でも、DV防止基本計画ができたのですから、ここからスタートです。具体的な施策を確認しながら、年々ふえているDVに関する相談、対応件数にDV対策が追いつかないといったことがないよう、市としての責任を果たしてください。

DVは犯罪であり人権侵害です。配偶者の暴力防止基本計画は、DV根絶に向けた市町村の取り組みを計画的に進める第一歩となります。DV防

止対策の着実な推進に期待して、議案第52号 那須塩原市配偶者からの暴力防止基本計画に賛成いたします。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

議案第52号について、予算等審査特別委員長報告は採択です。

採決いたします。

議案第52号については原案のとおり採択と決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 第2期那須塩原市障害者計画についてから、議案第57号 那須塩原市公共工事コスト縮減に関する行動計画（改訂版）についてまでの5件については、討論の通告者がおりませんので討論を省略いたします。

議案第53号から議案第57号までの5件について、予算等審査特別委員長報告は採択です。

採決いたします。

議案第53号から議案第57号までの5件については、予算等審査特別委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号から議案第57号までの5件については原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情について、陳情第5号について討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

陳情第5号 原発から再生可能エネルギー推進

へエネルギー政策の転換を求める陳情に賛成する
討論です。

この陳情は、原発いらぬ栃木の会から提出さ
れています。

陳情の趣旨は、再生可能エネルギーとその他
のエネルギーの推進を政策の中核とする。原発
の廃止を最終目標とする。エネルギー政策に国民
の積極的な参画を求める。などの意見書を国に
提出することを求めています。

12月議会では継続扱いとされたために心配して
いました。

事故から1年後の3月15日の国会東電原発事故
調査委員会での発言です。安全審査基準に瑕疵が
あったと認めざるを得ない。外国では五重防護壁
を課しているのに、日本は三重壁でよとした。
斑目元委員長、「備えができないまま今回の事故
が起きてしまった。施政当局としては問題があっ
た」などと、世界一の地震・津波大国で極めて危
険な原発を管理する責任者としての自覚が感じら
れません。黒川現委員長も記者会見で「国民の安
全を守る意識が希薄だと感じた」と批判しました。

日本で原発導入を決めたときの自主・民主公開
の原則を一貫して踏みにじり、安全神話を大前提
に推進一辺倒で突き進んできた結果の事故です。
東電福島第一原発の事故は、政府と電力会社がつ
くり上げた科学的根拠のない原発安全神話がつ
くり出した人災です。利益を優先し、安全対策を怠
った東京電力と、それを後押ししてきた政府の加
害責任は明白です。

人類は、放射能に対する科学技術はまだ未確立
である。いまだに放射能を無毒化する技術を持ち
得ていません。放射能廃棄物を処理する技術がな
い上に、再処理と称して強毒化させ、処理を先延
ばしにし、最後はどこに埋めるかなど原発を持た
ない国までも巻き込み、世界じゅうが核廃棄物の

処理の深刻さに頭を抱えています。

30年前から、日本共産党は福島県議会や国会で
も、1960年のチリ地震並みの津波が来れば、日本
じゅうの原子力発電所が冷却機能を喪失する危険
性を再三にわたって警告してきたにもかかわらず、
東電と経産省原子力安全保安委員会が無視してき
ました。事故後当時の菅首相が、「認識が結果と
して間違っていたことは否定しようがない。予測
が低過ぎて、原発建設以来、以前のチリの地震の
基準も満たしていないとすれば、相当問題だ」と
答弁しています。原発推進安全軽視の原子力行政
そのものを抜本的に転換すべきと迫ると、首相は
原因を含めしっかりと検証する必要があると答え
ています。

日本科学者会議の米田事務局長は、アメリカの
核戦略のもとで日本の原発推進が始まり、安全性
に疑問を抱く科学者が徹底して排除されてきた歴
史が、今回の原発事故に結びついたと指摘してい
ます。

日本のマスメディアと原子力の関係についても
言わなければなりません。新聞やその系列下にあ
るテレビやラジオは、原子力行政や原発企業の潤
沢な広告料に抵抗できなくなり、無批判に安全神
話を拡大して加担してきました。潤沢な広告料は、
国民が毎月払う電気料に総括原価として、全額上
乗せされて徴収されています。

その結果、日本の電気料金は韓国の3倍にも高
くなっています。都合の悪い事情は知らせないの
もそのあらわれです。総括原価にもしっかりメス
が入らなければなりません。

さきの大戦において戦争のお先棒を担いできた
ドイツの新聞は深く反省し、二度と戦争の旗振り
をしてはならないとの決意をあらわすため、新聞
の発刊番号を1から始めました。日本の大手新聞
の発刊番号は4万台です。ドイツが半分の2万台

です。マスメディアがどこまで戦争と真剣に向き合ったかが顕著に示されています。

今回の事故で大量の放射能物質が巻き散らかされ、国民の健康やなりわいが、日本だけでなく世界に深刻な影響を及ぼしています。人類と原発は共存できないことは明らかになりました。放射能の線量が高く外で遊べない子どもたち、風評被害で農産物を初め生産したものが売れない生産者、汚染された海と漁に出られない漁民の被害は甚大です。

福島県では、5万6,000人の人が県外で避難生活を送り、多くの方々が仮設住宅などで厳しい生活に耐えながら復興に立ち上がろうとしています。安心して子どもを生み育て、安心して暮らせる当たり前の生活を取り戻すために力をあわせています。

一方で、政府・財界・電力会社は、原発廃止が即座に電力不足を招くかのように宣伝し、電力不足が企業の海外進出を加速すると恫喝し、津波対策を講じることで原発の安全は確保できると、新たな原発神話を振りまいて、休止中の原発の再稼働や計画中の新たな原発建設を強行しようとし始めています。

また、原発を引き続き輸出しようともしていません。このような政府や財界の姿勢は許されるものではありません。

ドイツは、福島原発事故後、全17基の原発を2022年までに廃止することを決定し、スイスも5基ある原発を2034年までに廃炉にする国会決議を採択しました。イタリアは、国民投票で94%の国民が原発ノーの意思を示しました。

命と健康、地域と豊かな国土を守るため、政府に原発ゼロの決断を迫ることは緊急の国民的課題です。原発ゼロを目指す運動をさらに発展させ、幅広い郷土を広げ、一日も早く原発ゼロの日本を

実現するため、陳情第5号 原発からの再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める陳情に賛成するものです。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

〔29番 菊地弘明君登壇〕

29番（菊地弘明君） 陳情第5号につき賛成討論をいたします。

東日本大震災に続く東京電力福島第一原発事故後、日本の54基ある原発のうち52基は順次定期検査に入ったまま再稼働できない状況であります。3月26日に1基が停止し、5月には残り1基もとまり、すべての原発が停止します。

政府は、年明けに原発の運転期間を原則40年までとする新たな規制案を示しました。例外とされる延長をせず、原発の新増設をしなければ40年以内に国内の全原発が停止し、事実上の脱原発が実現するわけでございます。

東電は、福島第一原発5号・6号機、第二原発1から4号機の計6基について、2021年度まで10年間の運転停止を前提に電力の供給計画を策定し、3月末に政府に提出するとのことですが、6基が10年間停止した場合、5・6号機は営業開始から40年を超え、1から4号機も34年から39年に達するため、6基が廃炉に向かう公算が大きくなったと言われております。

東日本大震災から1年後の3月11日、2022年末までの脱原発を決定したドイツは、全長約80kmの人間の鎖を、電力の約75%を原発に依存するフランスでも約6万人が脱原発を訴えて人間の鎖をつくりました。

事故後の世論調査で国民は、「脱原発」80%、福島第一原発には「不安」「ある程度不安」が92%、政府が震災前に示していた2030年までに原発14基の新設・増設計画に対しては、「しない」が66%、一方、原発による発電量が減る中での電

力不足には「不安」「ある程度不安」が79%となっております。

今後のエネルギー政策では、再生可能エネルギーの導入や省エネを思い切って進めるべきです。そのためには、電力市場の自由化や発送電分離、透明性が高く効果的な再生可能エネルギーの買い取り価格の決定、税制や補助金の活用で企業の省エネ投資を確実にする制度の導入などが必要であると言われております。

こういう中、環境省の環境経済観測調査で全国の341社が再生可能エネルギー等の分野で東北6県への進出を考えていることがわかりました。実施したい事業は、風力発電や太陽光発電といった再生可能エネルギーが73社でトップとなっております。投資においても、この大震災・原発事故により計画停電、断水、ガソリン不足、通信難、放射能汚染による学校の表土の除去や溪流釣りや解禁の延期、生乳生産本州一の酪農の被害、農業分野での出荷停止、風評被害による観光業への被害等いろいろありましたし、また、今も続いております。

阿久津市長も、先日の議会において、太陽光発電でなく省水力発電、バイオマス発電など、市の豊富なエネルギー資源を活用し地産地消エネルギーを創出したいと言っております。

昨年12月議会の当委員会での、再生可能エネルギーの電力供給力は現時点では十分ではないという懸念に対しましては、2000年代に原子力の割合は30%になっております。したがって、30%分を原子力以外で調達をする、30%分電力消費量を削減する。の組み合わせを実施する政策を整えれば、これらはいずれも実行可能であると言われております。

また、他市町の動向を見ますと、日光市、栃木市、小山市、佐野市、大田原市、那須烏山市、下

野市、宇都宮市、那須町、塩谷町、壬生町で採択されております。当市としても、将来を担う子どもたちはもちろん、市民としても安全で安心に住んでいてよかったと言われるまちづくりには、この再生可能エネルギー推進の施策は必要不可欠でございます。

よって、原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める陳情に賛成の意を表し、討論を終わります。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

陳情第5号について、産業環境常任委員長報告は採択です。

採決いたします。

陳情第5号については、産業環境常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号については採択と決しました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、陳情第7号について討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

陳情第7号 国土交通省が、知事が認可している漁業権を無視して行おうとしている霞ヶ浦導水

事業の中止をしていただく為に、関係当局に強くお願いしていただくための陳情に賛成する討論です。

今回の陳情は、栃木県那珂川漁業組合連合会と4つの那珂川漁業組合が霞ヶ浦導水事業の中止を求め、意見書の提出を求めるものです。

霞ヶ浦導水事業は、那珂川、霞ヶ浦、利根川の間をトンネルで結び水を往来させることで、霞ヶ浦の水質浄化と新規都市用水の確保などを図っている、大型公共事業です。

1984年に着工され、総工費1,900億円、自民・民主の国会議員や県議が、水戸市内の桜川や千波湖の浄化を理由に早期建設を要求しています。この事業の取水口の予定付近から上流約10kmの範囲がアユの産卵場になっていることから、茨城県の那珂川漁協が取水工事建設絶対反対の決議を上げ、栃木県でも漁協を中心に反対の運動が続けられています。那珂川漁協は、取水口予定地上流には天然アユの産卵場があり、アユの稚魚が吸い取られることは必至と漁業被害の懸念を示すとともに、総流出量の12%に及ぶ取水は水量低下を招き、生態系に重大な影響があるとしています。

日本の河川別でのアユの漁獲量は、平成12年に一度だけ相模川が1位になりましたが、それ以外は那珂川がアユの漁獲量日本一が続いています。6月解禁から月末までは放流されたアユが釣れます。7月からは遡上した天然アユが9割以上釣れるようになり、11月にやなを逃れて下ったアユが河口10kmの取水口付近で産卵し、ふ化して海に下ることになります。那珂川のアユの漁獲量は栃木県で625t、茨城県が407tで、合計1,032tとされています。

霞ヶ浦導水事業は既に7割の予算を使い果たし、工事の進捗は3割程度と茨城県議会で報告されています。既に完成された利根川・霞ヶ浦の導水管

は、試験導水で利根川のシジミに壊滅的な被害が出たため、通水をストップされています。また、霞ヶ浦・那珂川の導水管の土浦・石岡間は地上権者の承諾も得られておらず、工事の見通しが全くないことも判明しています。東京や千葉県の水道事業は撤退の方向にあり、事業を進める目的はなくなりました。不必要な事業は即刻中止すべきです。

日本共産党は国と地方で、八ッ場ダムと同様、この霞ヶ浦導水事業は無駄な大型公共事業として、中止させるために取り組みを進めてきました。那珂川の源流に住む者の責務として、那珂川の自然環境を守ることは当然です。天然アユのいない那珂川は考えられません。日本一の漁獲量を誇る那珂川の清流と天然アユを守り、我々の希望は霞ヶ浦導水事業をやめて、子や孫たちに清流を残したいという栃木と茨城の那珂川の流域の人々の声を述べ、陳情第7号 国土交通省が、知事が認可している漁業権を無視して行おうとしている霞ヶ浦導水事業の中止を求める陳情に賛成するものです。議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

陳情7号について、産業環境常任委員長報告は採択です。

採決いたします。

陳情7号については、産業環境常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号については採択と決しました。

次に、陳情第2号については、討論通告者がありませんので討論を終結いたします。

陳情第2号について、総務企画常任委員長報告は不採択です。

採決いたします。

陳情第2号については、採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立なし。

よって、陳情第2号については不採択と決しました。

陳情第3号については、討論通告者がおりませんので討論を終結いたします。

陳情第3号について、総務企画常任委員長報告は不採択です。

採決いたします。

陳情第3号については、採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立なし。

よって、陳情第3号については不採択と決しました。

次に、陳情第4号について討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

陳情第4号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情に、賛成する討論です。

今回の陳情は、全日本年金者組合から提出されたものです。

今、政府が進める税と社会保障の一体改革は、高齢者と、すぐに私たちにも大きくかわる年金や医療、介護、生活保護などの社会保障を改革するものではなく、改悪するものです。絶対容認できないと言っていますが、とても容認できるようなものではありません。

その中身は、年金の支給額を3年程度で2.5%削減した上、少子高齢化の進展に応じて年金額を減らす、マクロ経済スライドの物価下落時にも発

動することを検討中であり、毎年0.9%減り、11年続けば年金の1割が消えます。さらに、年金の支給年齢を先延ばしにし、現行の60歳から65歳へ引き上げを前倒しし、その後、68歳から70歳に引き上げようとするものです。

一体改革の素案は、消費税について経済活動に与えるゆがみが小さい、社会保障の安定財源としてふさわしいなどと述べています。しかし、消費税増税で社会保障を賄うというのは最悪の選択肢です。

今すべきことは、削減先にありきではなく徹底した無駄の排除です。第一に必要なのは無駄遣いの一掃です。2012年度予算案を見ても、中止した八ッ場ダムに56億円の本体工事の予算を計上したり、原発推進に4,200億円も費やそうとしています。また、アメリカ軍への思いやり予算を含めた軍事費や政党助成金などにメスを入れ、入れるべきところはたくさんあります。

第二には、大企業と富裕層という、お金を払う能力のあるところに応分の負担を求めることです。少なくとも、年間1.2兆円を上回る法人税減税と年間5,000億円の証券優遇税制は直ちにやめるべきです。その上で、社会保障充実のためには増税する必要もあります。その際の原則は、生活必需品の非課税と税の応能負担の原則です。

大事なのは、安心できる社会保障や人間らしく働ける労働の公正などを実現し、大幅な賃上げで国民の懐を温めて内需を拡大することです。そうすれば景気はよくなり、日本経済全体が成長します。経済が成長すれば税収も上がります。一体改革の柱になる消費税増税は、こうした経済の自立発展の道に逆行するものです。

OECDは、2009年版報告書で高齢化が顕著な日本で新たな労働市場に入った人は、公的年金から将来得られる給付の所得代替率 現役時代の

所得に対する年金所得の比率は、中・低所得層で、OECD加盟の先進国30カ国中、2番目に低くなると見通しを立てています。

総務省が発表した家計調査年報によると、高齢者世帯の1999年から07年までの7年間の家計の貧困化の推移は、年金中心の実収入が12.5%減り、食費・被服費・交際費の支出を節約しても消費の支出は思ったほど減りません。ところが、この間、光熱費などの公共料金、直接税と社会保障料は大幅に引き上げられ、その結果、使えるお金は81.8%までに落ち込み、家計の赤字は3.3倍となり、預貯金の取り崩しも1.73倍となっています。こうした悲惨な結果を報告しています。

国民年金の納入率が6割を割る4年連続の低下は、所得には関係なく月額1万4,100円という保険料や、25年間以上納めないで1円も受給できないという厳しい条件などの解消を早急に行うことが求められています。5,000万件以上に上る宙に浮いた年金記録の問題や消えた年金の問題、全容解明に積極的にデータを公表せず、対策も後手後手に回った前政権への強い不信感のあらわれとなっております。抜本的対策をとってこなかった自民・公明政権と歴代厚労相の責任が厳しく問われています。

被害者を一人も残さない、一日も早く解決するという原則に立って解決に向け努力が続けられていますが、先行きは見えていません。こうした状況から、消費者物価指数にかかわらず高齢者の生活実態にかんがみ、2.5%削減の減額改正はやめ、高齢者の生活実態に見合う年金を維持し、高齢者の生活が維持改善できるよう国に強く求めることを述べ、陳情第4号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情には、趣旨採択ではなく採択とすべきとすることを求める討論を終わります。

議長（君島一郎君） 以上で、討論を終結いたします。

陳情第4号については、福祉教育常任委員長報告は趣旨採択です。

採決いたします。

陳情第4号については、福祉教育常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号については趣旨採択と決しました。

同意第3号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議長（君島一郎君） 日程第2、同意第3号 那須塩原市副市長の選任についてを議題といたします。

本件について、政策統括監から退席願が出ておりますので、これを許可いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時15分

〔政策統括監 渡邊泰之君退席〕

再開 午後 1時16分

議長（君島一郎君） 会議を再開いたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） 同意第3号 那須塩原市副市長の選任について、提案のご説明を申し上げます。

ます。

議案書の1ページ、議案資料の1ページに経歴書が添えてあります。

本案は、松下昇副市長及び増田徹副市長が、平成24年3月31日をもって退任するため、その後任として渡邊泰之企画部政策統括監を新たに副市長として選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

渡邊政策統括監は、平成10年に総理府に入府し、内閣官房行政改革推進室勤務の際には国庫公務員制度改革基本法制定に携わるなど、公務員制度改革に造詣が深く、また、中核市において幹部職員として行政改革に取り組んだ経験・実績もあり、副市長として適任であると考え提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） このたび、長い間、40年以上市民のために仕事をされてきたお二人の副市長がやめられて、新たにお一人を選任するというところでございます。

副市長は、市長を補佐する大切な役割があると思いますが、2月に企画部政策統括監として着任され、まだ50日にもなっていない方で、資料によりますと、現住所もまだ那須塩原市内にはないというようなことでございます。

そのような方を、実力は大変あるんでしょうけれども、お一人だけ副市長に選任するという理由をお聞かせいただきたいと思います。

また、現在副市長は条例によりお二人というふうになっておりますが、このたびお一人だけを選任した理由についても、今後どうするのかについ

てもお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

〔「議長、暫時休憩」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時20分

議長（君島一郎君） では、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 今、2点あったかと思いますが、現住所がまだ移っていないと、こういうことですが、これは実は、4歳のお子さんが埼玉の保育園に通っておりまして、私もその事情をちょっと知っておったものですから、こちらに来れば追ってこちらに住所を移したいと、こういう本人の希望もありましたが、今まだ環境が整っていないということで現在は埼玉にあると、こういう状況だと思えます。

また、2人制を1人にとということでございますが、今回については条例改正といいますが、そこまではせずに、統括監の場合には総務省のほうからもおおむね2年でお願いしたいと、こういうことがありまして、そういうものを含みにして、もしかすると統括監の帰る前にもう一度ダブる部分がある、副市長の人事でダブってくる場合があると、こういうことも想定されますので、もろもろの情勢の中から、今回このような提案となりました。

以上です。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ないようですので、質疑を

終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第3号については、原案のとおり同意することで異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 採決いたします。

同意第3号については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時22分

〔政策統括監 渡邊泰之君着席〕

再開 午後 1時23分

議長（君島一郎君） 会議を再開いたします。

渡邊政策統括監に申し上げます。

ただいま、那須塩原市副市長の選任については原案のとおり同意されました。この際、自席からあいさつをお願いいたします。

渡邊政策統括監。

政策統括監（渡邊泰之君） このたびは、副市長選任につきまして同意をいただきまして、大変ありがとうございます。

政策統括監として着任して2カ月弱、議員の皆様を初め市民の方々には大変お世話になっております。今後、副市長として引き続きよろしくお願いたします。

私は、総務省及び内閣官房等に勤務いたしまして、また、昨年までは別のほうの市におきまして副市長をやっておりました。このような経験も生かしまして、那須塩原市のために全身全霊で働いてまいりたいと思っております。

ご存じのとおり、今日本全体が不況ないし、加えて少子高齢化、そういったような波にのまれて、国民生活全般にわたりまして長期的に見ても非常に厳しい見通しだということになっております。加えて、昨年の東日本大震災及び原子力発電所の事故、これが日本全体に与えた影響は多大なものがあると考えております。

そのような大きな社会の変化の中で、本市もその影響を多大に受けているところだというふうに感じております。このような状況に対応するためには、現状に甘んじているだけでは不十分だと考えております。これまで行っていた市の業務及び市を取り巻く環境への対応については改めて精査し、守るべきものは守りつつ、変革を恐れずに取り組んでいく必要性が今まで以上に求められているのではないかと考えております。

「拙速をとうとしとする」という言葉があります。一般的に、行政というのは無謬性が求められてまして、そのために過度に現状維持に働き、結果としてタイミングを逸し、市民に対して不利益を与えることがあったのではないかと。これは那須塩原市というわけではなくて一般的な意味でございますが、そういうことがあったのではないかと

いうふうに思っております。

そういう意味で、完璧な政策ではなくても、社会の情勢に合わせて柔軟に迅速に、そして果敢に取り組むことが今の市政に求められているのではないかというふうに思っております。拙速に物事を進めることにより一部の市民に対し多大な不利益を与える、こういうことがないように極力留意しつつ、市長を支え、職員とともに市政の発展及び市民への行政サービス向上について、全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方におかれましては引き続きご指導及びご協力をいただけるよう、よろしくお願いいたします。

本日はまことにありがとうございます。

議長（君島一郎君） あいさつが終わりました。

同意第4号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議長（君島一郎君） 日程第3、同意第4号 那須塩原市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） 同意第4号 那須塩原市教育委員会委員の任命について、提案のご説明を申し上げます。

議案書の2ページと議案資料の2ページに経歴書が添えてございます。

本案は、那須塩原市教育委員会委員の井上敏和氏が、平成24年3月31日をもって辞職するため、その後任として大宮司敏夫氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

大宮司氏は、人格が高潔で教育に関して識見を有し、教員としての経験に加え、本市及び県の教育委員会において行政職員として勤務した実績からも、本市の教育行政を担っていただくのに適任であると考え、提案するものであります。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間となるため、平成24年4月1日から平成25年3月23日までとなります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第4号については、原案のとおり同意することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

報告第11号～報告第13号の

上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、お諮りします。

日程第4、報告第11号 専決処分の報告についてから日程第6、報告第13号 専決処分の報告についてまでの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、報告第11号から報告第13号までの3件を一括議題といたします。

本案について報告説明を求めます。

松下副市長。

〔副市長 松下 昇君登壇〕

副市長（松下 昇君） 報告第11号から報告第13号までの3件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

まず、報告第11号につきまして申し上げます。

議案書は4ページから5ページとなります。

本件は、平成24年2月3日、那須塩原市高柳地内において発生した物損事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事後の状況につきましては、市道石林東赤田線と国道4号の交差点にて、国道4号を走行中の相手方車両が左ウインカーを出したため、左折してくるものと思い公用車を発進させたところ、そのまま直進してきたことにより接触し、これを損傷させたものであります。

車両の損害額につきましては、市側30万8,482円、相手側18万7,294円とし、両者協議の結果、市側95%、相手側5%の過失割合で示談が成立し、市は責任額17万7,929円から相手方責任額1万

5,424円を差し引いた16万2,505円を損害賠償額として相手方に支払い、今後この件に関し双方とも異議請求の申し立てをしないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第12号につきまして申し上げます。

議案書は6から7ページとなります。

本件は、23年12月26日、那須塩原市塩原地内において発生した物損事故に関し和解をしたものであります。

事故の状況につきましては、塩原地内の国道400号において公務中に停車していた公用車に後方から来た相手方車両がスリップして接触し、これを損傷させたものであります。

両者協議の結果、相手側100%の過失割合で示談が成立し、市側車両の損害額5万988円を相手側が支払い、今後何ら異議の申し立て、請求訴訟等を一切しないことで和解が成立いたしました。

最後に、報告第13号につきまして申し上げます。

議案書は8から9ページになります。

本件は、平成23年7月27日、那須塩原市南郷屋2丁目において発生した物損事故に関し損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、市側公用車が赤信号のため交差点で停車しようとしたところ、交差点手前の駐車場から出てきた相手側車両が左側面に接触し、これを損傷させたものであります。

車両の損害額につきましては、市側23万9,872円、相手側15万5,260円とし、両者協議の結果、市側20%、相手側80%の過失割合で示談が成立し、相手方責任額19万1,898円から市責任額3万1,052円を差し引いた16万846円を市側車両の修理先に支払い、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないことで和解が成立いたしました。

以上の3件につきまして一括してご報告を申し

上げます。

以上です。

議長（君島一郎君） 報告説明が終わりました。

議案第58号の上程、説明、質

疑、討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第7、議案第58号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） 議案第58号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第11号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書の3ページ、議案資料の3ページから5ページに記載されております。

今回の補正は、東日本大震災による災害瓦れき処理にかかわる国庫支出金の整理、小学校・中学校の耐震改修事業の財源として予定していた国庫支出金及び市債の変更並びに黒磯那須消防組合の災害復旧事業に対する負担金について予算措置を行うほか、東日本大震災による災害瓦れき処理にかかわる事件1件の繰越明許費の設定を行うものであります。

主な補正の内容について申し上げますと、まず、歳入では14款国庫支出金において、平成24年度に予定していた小学校及び中学校耐震改修事業を、平成23年度に前倒しして実施することにより、上乘せされた国庫支出金を増額する一方、東日本大震災による災害瓦れき処理にかかわる補助金について、本年3月実施分にかかわる交付申請が平成24年度に先送りされ、本年2月までの実績に基づ

いて交付されることにより減額となることから、あわせて164万6,000円を減額いたします。

また、15款県支出金では、グリーンニューディール基金制度を活用した栃木県災害廃棄物処理促進事業費補助金が新たに創設されたことにより、1,272万円を追加するほか、21款市債では一般会計補正予算（第10号）において前倒し計上した小学校及び中学校耐震改修事業の財源の一部である合併特例債を、国の第3次補正予算により創設された緊急防災減災事業債に組み替えを行うことにより、990万円を追加いたします。

一方、歳出では、黒磯那須消防組合の災害復旧事業に対し、市が負担する経費についても特別交付税の対象となることから、11款災害復旧費に586万3,000円を追加し、14款予備費において歳入との差額1,511万1,000円を追加するものであります。

これにより、歳入歳出それぞれ2,097万4,000円を追加し、平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を444億9,002万8,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終
結いたします。

これより採決いたします。

議案第58号については原案のとおり決すること
で異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第5号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第8、発議第5
号 原発から再生可能エネルギーの推進へエネル
ギー政策の転換を求める意見書の提出についてを
議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業環境常任委員長、13番、齋藤寿一君。

〔産業環境常任委員長 齋藤寿一君登壇〕

産業環境常任委員長（齋藤寿一君） 発議第5
号 原発から再生可能エネルギーの推進へエネル
ギー政策の転換を求める意見書の提出について、
ご説明いたします。

2011年3月の福島第一原発事故により、国民は
原発の危険性と事故が発生した場合の甚大な影響
に直面いたしました。とりわけ、放射線に感受性
の強い子どもたちの健康への影響が心配されてお
ります。さらに、農林漁業や観光業を初めとする
その他の企業活動にも風評被害をも含む、深刻な
影響をもたらしております。また、原発は将来世
代に使用済み核燃料、その他の放射性廃棄物の処
理という高いツケを回しております。

よって、将来に禍根を残さないために、原発の
推進を前提とするエネルギー政策から、再生可能

エネルギーを推進するエネルギー政策へと転換を
求めるために意見書を提出するものであります。

以上、提案説明の理由とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終
結いたします。

これより採決いたします。

発議第5号については、原案のとおり決すること
で異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第6号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第9、発議第6
号 国土交通省が、知事が許可している漁業権を
無視して行おうとしている霞ヶ浦導水事業の中止
を求める意見書の提出についてを議題といたしま
す。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業環境常任委員長、13番、齋藤寿一君。

〔産業環境常任委員長 齋藤寿一君登壇〕
産業環境常任委員長（齋藤寿一君） 発議第6号 国土交通省が、知事が許可している漁業権を無視して行おうとしている霞ヶ浦導水事業の中止を求める意見書の提出について、ご説明をいたします。

霞ヶ浦導水事業は30年近い年月を経過し、総事業費1,900億円のうち既に1,450億円が費やされており、工事の進捗率は35%にとどまっております。この計画は、地元の漁業権者を無視し、地権者の同意を得ることもなく進められており、環境破壊からアユの漁獲高日本一を誇る那珂川を守るためにも、絶対に事業を継続させてはいけません。

また、事業を即座に取りやめ、その事業経費を東日本大震災の災害復旧費に充てることで被災地の復旧・復興が一日も早く進むことを期待をいたします。

よって、社会情勢の変化や那珂川の自然環境保全の重要性をかんがみ、一刻も早く霞ヶ浦導水事業が中止になるよう求めるために意見書を提出するものであります。

以上、提案説明の理由とさせていただきます。
議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終

結いたします。

これより採決いたします。

発議第6号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

放射能対策検討特別委員会所管

事務調査の報告について

議長（君島一郎君） 日程第10、放射能対策検討特別委員会所管事務調査の報告についてを議題といたします。

放射能対策検討特別委員長の報告を求めます。

19番、関谷暢之君。

〔放射能対策検討特別委員長 関谷暢之君 登壇〕

放射能対策検討特別委員長（関谷暢之君） 放射能対策検討特別委員会、平成23年度の行政視察のご報告を申し上げます。

当委員会では、去る平成24年2月10日金曜日において、福島県二本松市、市役所内におきまして福島第一原発事故に係る放射能対策について検証をまいりました。

2件目といたしまして、同じく二本松市、獨協医大国際免疫学研究室福島分室において、ホールボディカウンターによる市民放射線被曝量調査につきまして、同大学木村准教授による説明を受けてまいりました。

3件目といたしまして、福島県福島市におきまして、市民放射能測定所においてホールボディカウンター及び食品測定器における活動について視察をまいりました。

今後の当委員会での検討において、あるいは本市の放射能対策において、今後の議論の糧としてまいりたいというふうに思っております。

詳細につきましては報告書のほうをご一読いただけますようお願いを申し上げます、行政視察の報告とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 報告が終わりました。

副市長あいさつ

議長（君島一郎君） ここで、松下副市長からあいさつがあります。

松下副市長。

〔副市長 松下 昇君登壇〕

副市長（松下 昇君） それでは、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。せっかくの機会でありますので、退任のごあいさつを少しさせていただきます。

私が若い時分でありましたけれども、公民館のホールのところにある額に「人を先に私を後に」という、小学生も読めるような言葉で額が飾られておりました。書いた人は、当時の坂田文部大臣だったというふうに記憶しております。その言葉を胸の中にしまいながら、公務員生活をずっと送ってまいりました。

合併までかなりの期間、西那須野役場に奉職しまして、自分なりにまちづくりに努力をしてきたつもりであります。合併後は、新たな枠組みということで、黒磯の職員、それから塩原町の職員の皆さんと一緒にしながら、新市のまちづくりに微力ながらも努力をしてきたつもりであります。

先ほどの言葉を近ごろの言葉に置きかえますと、市役所目線ではなく市民目線で、市民を先に市役所職員を後に、そういう意味だというふうに置

きかえて今は思って仕事をしておりました。

あと数日で終わるわけでありますけれども、今年度は大震災の関係で、栗川市長初め総務課長さんも、建築士をやっている方も現役で3人も亡くなりました。本当に異常事態だったと思います。

私のほうから判断すると、震災に対する復興、そういういろんなものに対するストレスなどが病状を悪化させたりして、死を早めたのかなというふうに思いますし、それだけ市役所としては一生懸命、職員一丸となって頑張っていたんだというふうに思っておりますし、かつ私もその一員として、副市長として2年でありましたけれども、まげていただいて仕事をさせていただいたということに対しまして、非常に誇りに思いますし、今後とも市役所職員は今まで培ってきた力量を發揮して、那須塩原市、地元の間人でありますから、一生懸命まちづくりに励んでいただきたいというふうに思います。

私といたしましても、4月1日からは一市民として、市民としての責任と権限の範囲内においてまちづくりに対して一生懸命、恩を返すという意味で貢献していきたいというふうに思っています。

もちろん、趣味に走りたいという気分ももちろんありますが、今までお世話になった分はしっかり一市民としてもお返しをしながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

おしまいになりますけれども、議員の皆さん方には大変長らくお世話になり、ご指導いただきましたこと厚くお礼を申し上げます、議会の活性化がどんどん進み、二元代表制が名実ともに確立することをご祈念申し上げます、退任のごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

議長（君島一郎君） 続いて、増田副市長からあ

いさつがあります。

増田副市長。

〔副市長 増田 徹君登壇〕

副市長（増田 徹君） 1年間という短い間でしたけれども、大変お世話になりました。今の気持ちを例えて言うならば、「国破れて山河在り城春にして草木深し」というところであります。

しかしながら、去るに当たっては余り多くを語らずに、一日も早くノーサイドの笛が吹かれることをお願いを申し上げまして、皆様への感謝のあいさつとさせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。（拍手）

教育長あいさつ

議長（君島一郎君） 続いて、井上教育長からあいさつがあります。

〔教育長 井上敏和君登壇〕

教育長（井上敏和君） 5年間、大変皆様にはお世話になりました。

学校現場を中心として現場の理解を皆様にお願ひするような形で、絶えず取り組んできました。自分のモットーは感動と共感、そしてそれを土台に感化するというような形でやってきたところでございます。

今、増田副市長の自分の心境というところでございますが、言葉をかりれば「散りぬべきとき知りてこそ世の中の花も花なれ人も人なれ」、こんな気持ちで退任したいと思います。

大変お世話になりました。（拍手）

市長あいさつ

議長（君島一郎君） 以上で、平成24年第2回那須塩原市議会定例会の議案はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） 平成24年第2回那須塩原市議会定例会の閉会に当たり、ごあいさつ申し上げます。

3月2日から本日までの25日間にわたり開催されました第2回市議会定例会も、本日閉会の運びとなりました。この間、議員の皆様には平成24年度那須塩原市一般会計予算のほか、議会基本条例の施行に伴う各種計画案件にかかわる追加議案及び本日の追加議案を含め、あわせて69件の案件につきまして慎重にご審議をいただき、原案のとおりご決定を賜りまして、まことにありがとうございました。

会派代表質問や市政一般質問、さらには議案審議の場におきまして、皆様方から提示されましたご意見につきましては、大変貴重なものと受けとめており、今後とも十分にその考えを尊重しながら検討する中で市政を進めていきたいと思っております。

さて、ここで議員の皆様をお願いを申し上げ、ご理解を賜りたい案件が一つございます。

まず1つ目は、現在開会中の第180回通常国会において審議されている地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に関する法律案であります。この法案が3月中旬に可決公布される見込みとなつてまいりましたので、その場合には、市税等関係条例の一部改正を早急に行う必要があることから、これを専決処分させていただきたいと考えております。

次に、2つ目としましては、平成23年度の一般

会計予算についてであります。今年度末をもって額が決定する各種の交付金の調整などが必要となることから、補正予算につきましても専決処分をさせていただきたく、お願い申し上げます。

ここで改めまして、この3月31日をもって退任される松下副市長、増田副市長及び井上教育長に対しまして、これまでのご尽力に対し感謝の意を表したいと思っています。

いずれの方々も、常に熱意と誠意を持って公務に取り組まれ、市政発展のために力を発揮していただきました。その仕事に対する姿勢は職員の模範であったと敬意を表するものであります。本当にご苦労さまでした。

これからも健康に留意され、ご活躍くださることを願っております。

平成24年度には、先ほど選任同意をいただきましたとおり、特別職に新たなメンバーを加えて、那須塩原市のかじ取りを行ってまいりますが、基本的な市政運営に関しましては、本定例会の冒頭で申し上げました平成24年度市政運営方針に基づきまして実施してまいりますので、よろしく願いいたします。

また、この場をおかりしまして、本市に多くの目を向けていただきました報道各社の皆様にも、あわせてお礼を申し上げます。

最後になりますが、新年度における議員各位のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。第2回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりますのごあいさつとさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。
議長（君島一郎君） 市長のあいさつが終わりました。

閉会の宣告

議長（君島一郎君） 閉会に当たり、ごあいさつ申し上げます。

去る3月2日から25日間にわたり開催されました平成24年第2回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきまして、議員各位並びに市執行部のご協力をいただき、ここに全議案の審議を終了することができました。各位のご協力に心から御礼申し上げます。

執行部におかれましては、審議の過程の中で各議員から出されました意見・要望等を十分に検討し、市政に反映されますよう要望いたすところであります。

さて、このたび退任されます松下・増田両副市長並びに井上教育長におかれましては、豊富な行政経験と温和な性格で我々議員に接していただきまして、ありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

東日本大震災により復興処理対応や福島原発事故に伴う放射能対策、さらには前栗川市長の突然の逝去においても、那須塩原市政が混乱しないようにご尽力をされたこと、まことにご苦労さまでした。退任後も健康には十分留意され、本県の発展のためご指導、ご鞭撻をよろしく願いを申し上げます。

また、本会議に着席されている三森総務部長、松本生活環境部長、荒川選挙管理・監査委員事務局長、平山教育部長、臼井塩原支所長を初め、この3月をもって退任されます38人の職員の皆様、大変お世話になりました。皆様は、その職場職場でご尽力され、我々議会に誠実に接していただいたことを、まことにご苦労さまでした。

第二の人生を歩むに当たりまして、皆様に幸多きことを祈念するとともに、今後も本市発展のためご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。3月

に退任・退職を迎える皆様への送る言葉といたします。

これもちまして、本定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時00分

上記会議録を証するため下記署名する。

平成24年3月26日

議 長 君 島 一 郎

署 名 議 員 磯 飛 清

署 名 議 員 岡 本 真 芳